

令和 7 年度
柳川市地域密着型サービス事業者募集要項
(定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所)

令和 8 年 1 月

柳 川 市

1 趣旨

柳川市では、第9期介護保険事業計画(令和6年度～令和8年度)において、介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう福岡県介護保険広域連合が指定する地域密着型サービスの一つである定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する事業者を募集します。

2 募集する地域密着型サービス

(1) 募集対象サービスの種類

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(2) 事業者数

1事業所 (一体型・連携型のどちらかで応募ください。)

※一体型

一つの事業所で訪問介護と訪問看護を一体的に提供するもの

※連携型

訪問介護を行う事業所が地域の訪問看護事業所と連携してサービスを提供するもの

(3) 整備対象地域

柳川市全域

(4) 整備期間

令和8年度中

※令和9年3月31日までに、福岡県介護保険広域連合から定期巡回・随時対応型訪問介護看護の指定を受けて、サービス提供を開始する必要があります。

3 応募資格

以下の全ての要件を満たすこと。事後に要件を満たさないことが判明した場合は応募を無効とします。

- (1) 柳川市内に事業所を持ち、かつ、介護サービスの実績を持つ法人であること。
- (2) 介護保険法第78条の2 第4項各号及び第115条の12 第2項各号に該当しないこと。
- (3) 柳川市暴力団等追放推進条例第2条第1項第2号から第5号に定める者及び団体に該当しないこと。
- (4) 地域密着型サービス事業者の指定を受けることが見込まれること。
- (5) 申請者は、整備事業の運営を直接行う事業者であること。

- (6) 法人や役員が、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）や破産法（平成 16 年 6 月 2 日法律第 75 号）等に規定する手続き開始の決定を受けていないこと。
- (7) 施設を整備する土地及び建物は、事業者が所有権を有するか取得が見込まれること、又は賃貸借契約の締結が確実であり事業の継続性が十分確保されていること。
- (8) 事業所運営に必要な土地・建物を賃借する場合は事業開始後、30 年以上賃借が確実であること。
- (9) 土地・建物については、事業実施に支障がないか等、事前に関係部署等に相談しておくこと。特に、地域住民等への説明は、同意書を形式的に求めるものではなく、事業所建設や事業が円滑に進められるように、そのことを地域住民等が十分に理解し協力が得られる状態であることが重要。
- (10) 介護を必要とする高齢者の様々なニーズにきめ細かく応えることができる能力、資金及び意欲を有しており、長期的に安定した運営が確実であること。
- (11) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護にかかる介護保険法（平成 9 年 12 月 17 日法律 123 号）等の関係法規、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 34 号）等の規定を遵守した計画であること。
- (12) 令和 8 度中に整備が完了し、直ちにサービス提供が見込めること。
- (13) 運営する法人並びに代表者について、国税、県税、市税、介護保険料や公共料金等を滞納していないこと。
- (14) 国からの交付金が認められない場合でも、自己資金での整備が可能であること。

※ (7)、(8) 補足

【土地・建物を購入により取得する場合】

応募の段階では所有権を有していないなくても、売買が確実であることが確認できる条件付契約書（＊）などを添付すること。

【土地・建物を賃借する場合】

応募の段階では賃借が開始されていなくても、賃借が確実であることが確認できる条件付契約書（＊）などを添付すること。

（＊）募集で選考されなかった場合は、契約等が無効であることなどを明記したもの

なお、応募にあたっては、介護保険法、都市計画法、建築基準法、消防法及び関係法令等を遵守してください（福岡県福祉のまちづくり条例、福岡県介護保険広域連合条例も注意のこと）。

4 整備に係る補助金

(1) 福岡県地域密着型施設等整備補助金を活用し、予算の範囲内で補助する予定です。

補助の内容としては、施設の開設時に必要な初度経費（設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大6か月）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費、その他事業の立ち上げに必要な経費）のみが対象になります。

なお、事業所の建設工事に対する補助はありません。

(2) 事業計画が選定されたことをもって、必ず当該補助金の交付が約束されるものではありませんのでご留意ください。

(3) 市単独による施設整備等への補助はありません。

5 事業者の選定

(1) 整備事業者は、市が実施する選考委員会において審査選定を行い、その内容を踏まえて市長が決定します。なお、応募事業者に対してヒアリングを行います。日程については、応募締め切り後、調整させていただきます。

(2) 審査の過程で市が必要と認める場合は、調査、または追加書類の提出を求める場合があります。

(3) 整備事業者の応募がない場合及び整備事業者が決定しなかった場合は、再度募集を行う場合があります。

(4) 審査の結果、整備事業者なしとする場合があります。

※市からの選定は指定を確定したものではありません。事業者の指定は福岡県介護保険広域連合が行います。

6 応募の手続き

(1) 募集期間

令和8年1月19日（月）～令和8年2月20日（金）（土日祝日は除く）
<午前8時30分～午後5時まで>

応募の際の留意事項

- 応募する場合は、必ず提出前に事前協議を受けてください。
- 郵送による受付は行いません。予め電話予約の上、ご来庁ください。

(2) 提出場所

柳川市役所福祉課高齢者福祉係（柳川庁舎1階12番窓口）

(3) 提出書類

①別表「応募に係る提出書類一覧表」をご参照ください。

(4) 留意点

①提出書類は、理由の如何を問わず返却しませんのでご了承ください。

また、応募書類の提出に要する経費は全て応募者の負担とします。

②書類は、原則として全てA4判でファイルに綴じたものを2部(正本1部、副本1部)提出してください。なお、副本は正本をそのままコピーしたもので構いません(原本証明は不要)。

③提出書類は紙ファイル等に綴じ、項目ごとにインデックス等で見出し番号を付してください。

④提出された書類の提出期限後の差替え及び再提出は認めません。ただし、本市からの指示により書類を修正・追加等する場合を除きます。

⑤提出された申請書類は、柳川市情報公開条例の対象となりますので、同条例の規定により公開されることがあります(非公開情報は除きます)。

⑥補助金等を活用して施設整備を行う場合は、補助事業を行うために締結する工事契約については、事業所において一般競争入札を付するなど、市が行う契約手続きの取扱いに準拠することになりますのでご承知ください。

⑦賃貸借契約書の正本などは、本来、契約者同士で原本を保管するものなので、応募にあたっては写しの提出で構いません。

7 禁止事項と欠格事項等について

(1) 書類の提出期限後から選考委員会の前までに、次に該当する場合、審査を行うこととなく失格とします。

①提出された書類の内容に重大な不備及び虚偽があったと認められる場合

②重要な事項(建設場所・施設種別・定員・資金の確保等)の変更があった場合

③その他市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合

④選考委員会の委員に対し、直接、間接を問わず連絡を求め、または接触した場合

(2) 選考委員会で検討し市が選定した後に、下記の要件に該当した場合は審査結果にかかわらず失格とします。

①提出された書類の内容に重大な不備及び虚偽があったと認められる場合

②重要な事項(建設場所・施設種別・定員・資金の確保等)の変更があった場合

③その他市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合

(3) 柳川市暴力団等追放推進条例に基づき、暴力団等への関与が判明した場

合は、選考前については審査を行うことなく失格とし、選考後においては、審査結果にかかわらず失格とします。

8 今後の日程（予定）

令和8年1月19日（月） 予定	募集の公表 (市のホームページにて)	市
令和8年1月19日（月） ～令和8年2月20日（金）	応募書類の提出期限	事業者
令和8年3月上旬	書類審査、選考委員会、整備事業者の選定	市
	結果の通知	市⇒事業者
令和8年3月中旬～3月下旬	広域連合への開設相談及び事前協議	事業者
	広域連合へ意見書	市
令和8年4月	地域密着型サービス運営委員会	広域連合
運営委員会承認後	補助金交付申請	事業者
	補正予算計上	市
補助金交付決定及び補正予算確定後	開設準備	事業者
	介護保険法に基づく指定申請受付	広域連合
開設準備完了後	現地調査等	広域連合、市
介護保険法に基づく審査終了後	介護保険法に基づく指定	広域連合

9 審査基準

審査の着眼点は下記のとおりです。

選考の経過についてのお問合せには応じられません。

（1）基本方針に関すること

- ①定期巡回・随時対応訪問介護看護事業を行う理由
- ②法人の経営理念

（2）運営方針に関すること

①利用者への情報提供・情報公開 ②利用者へのサービス提供のあり方 ③サービスの質の向上策 ④職員の育成・職場環境
(3) 利用者保護対策
①尊厳保持の方策 ②苦情解決の仕組み ③事故発生時の対応 ④非常時及び災害時の対策 ⑤虐待防止対策 ⑥個人情報保護対策
(4) 将来性
①地域密着型サービス事業所として地域との連携を図るための方策 ②健全で安定した事業運営の見込み ③地域の介護拠点としての取組み ④ターミナルケアに関する基本的な考え方
(5) その他
①地域住民への十分な説明と理解 ②協力医療機関等の確保

10 その他

応募における用地（建物）の権利者又は地域住民等との確約書等に基づき生じた損害賠償請求権については、応募者の責任に帰する事項であり、市は一切の責任を負いません。

整備事業者決定後、資金計画・事業計画に大幅な変更が必要になる等、提出された計画に重大な不備が判明した場合等には、その決定を取り消す場合があります。この場合においても、整備事業者は既に要した費用の弁済を市に求めることはできません。

11 辞退

①選定前までの辞退について

書類の提出期限後、整備事業者選定の前までに、やむを得ない事由等で辞退する場合は、辞退理由を明記の上、法人名・代表者名の署名、法人印の押印のある辞退届（任意様式）を提出してください。

②選定後の辞退について

整備事業者として選定された後に辞退することは、本市および広域連合の計画全体に大きな支障をきたすことになります。その影響を十分に認識した上で、確実に事業が実施できる見込みをもって応募してください。事業者選定後は、市の意見書を広域連合へ提出しているため、選定後に辞退する場合は、法人名・代表者名・辞退理由等を、市の選考委員会等にて説明していただきます。

1 2 問い合わせ先

- ①問い合わせ内容によっては、折り返し回答いたします。
- ②募集に関する応募状況、審査状況等については回答できません。

【問合せ先・書類の提出先】

〒832-8601 柳川市本町87番地1

柳川市役所 福祉課 高齢者福祉係（1階12番窓口）

TEL：0944-77-8516（直通）

FAX：0944-73-9211

メール：40207fukushi-kou@city.yanagawa.lg.jp